の規定により、 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項 次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

令和元年五月十四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 農用地利用配分計画の概要

奈良市月ヶ瀬石打四三八一	奈良市	西森 英亮
筆橿原市太田市町二三八番ほか一	橿原市	髙木 義司
か一筆大和郡山市下三橋町一五一番ほ	大和郡山市	今西 高弘
か一筆大和郡山市馬司町五〇三番一ほ	大和郡山市	有限会社とぐちファ
ほか四筆 大和郡山市美濃庄町二○六番一	奈良市	株式会社空土
か七筆大和郡山市八条町一三四番三ほ	奈良市	株式会社空土
信仰杯の電気等を受ける日本	住	氏名又は名称
新生の元文である。 「大学では大学では大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定

二 認可年月日

平成三十一年四月二十六日